

## 入間市消防団条例の一部を改正する条例 改正要旨

### 1. 改正の趣旨

消防団員の減少、災害が多発化・激甚化し消防団員の負担が大きくなっていることから、消防団員の抜本的な処遇の改善を図るため、年額報酬の増額を行うもの。

### 2. 改正の内容

#### 報酬（第13条関係）

消防団員の報酬は、年額報酬と出動報酬の二つがあるが、そのうち年額報酬について、全階級において47,000円を増額する。

また、勤務成績が特に不良であった消防団員について、年額報酬を減額して支給することができる規定を加える。

### 3. 施行日

令和5年4月1日